

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第234号	
事故種類	ウエイクボーダー負傷	
発生日時	平成21年7月26日（日） 08時35分ごろ	
発生場所	滋賀県彦根市琵琶湖東岸	
事故等調査の経過	平成21年8月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 水上オートバイ マリン、長さ2.66m</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 240-56913愛知、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士 同乗者 なし	
死傷者等	負傷 1人（ウエイクボーダー）	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、平成21年7月26日08時35分ごろ、琵琶湖東岸において、沖約15mのところから陸側に向けウエイクボードをえい航中、ウエイクボーダーが引き波を飛び越えたのち態勢を崩して転倒し、湖面で胸部を打った。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風向 2、視界 良好 海象：うねり なし 波高 なし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船が琵琶湖東岸において、ウエイクボードをえい航する際、船長がウエイクボーダーに対する安全確認を行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が琵琶湖東岸において、ウエイクボードをえい航する際、船長がウエイクボーダーに対する安全確認を行わなかったため、ウエイクボーダーが転倒したことにより発生したものと考えられる。	